

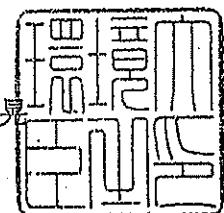


資料 2

諮詢 第 350 号
環水大水発第 1304081 号
平成 25 年 4 月 8 日

中央環境審議会会長 殿

環境大臣
石原伸



瀬戸内海環境保全基本計画の変更について（諮詢）

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画（瀬戸内海環境保全基本計画）の変更について貴審議会の意見を求める。

[詮問理由]

平成 24 年 10 月 30 日の貴審議会からの答申「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について」では、今後の瀬戸内海の目指すべき将来像として、「庭」「畠」「道」に例えられる多面的価値・機能が最大限に發揮された『豊かな瀬戸内海』であるとし、それを実現するための環境保全・再生の基本的な考え方として、きめ細やかな水質管理、底質環境の改善、地域における里海づくり、科学的データの蓄積及び順応的管理のプロセスの導入などが必要であるとの提言がなされた。また、それらの推進方策の一つとして、瀬戸内海環境保全基本計画の見直しが必要であるとの提言がなされた。

本諮問は、この答申を踏まえ、瀬戸内海環境保全基本計画の変更について、貴審議会の意見を求めるものである。

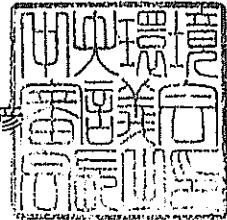


中環審第714号
平成25年4月8日

中央環境審議会水環境部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会

会長 武内 和彦



瀬戸内海環境保全基本計画の変更について（付議）

平成25年4月8日付け諮問第350号、環水大水発第1304081号をもって環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境部会に付議する。